

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 16 号に規定する三角網漁業三角網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	有共第 1 号共同漁業権漁場内：6 月 1 日から 12 月 31 日まで 有共第 21 号共同漁業権漁場内：1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 6 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 6 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 7 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 8 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市横島町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 8 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 玉名市横島町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 9 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区河内町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号及び同第 12 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号、同第 11 号及び同第 12 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号、同第 11 号及び同第 12 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、 小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 13 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 10 号、同第 12 号及び同第 13 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 12 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市西区沖新町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 12 号及び同第 13 号共同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区畠口町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 15 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区海路口 町に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	有共第 15 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 熊本市南区川口 町、銭塘町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 15 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇土市住吉町、網 津町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	火共第 2 号共同漁業 権漁場内	12 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代市に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
三角網漁業	三角網漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 4 月 30 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町楠甫 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし

## 別記 1

### 操業区域

天共第 3 号共同漁業権漁場内

ただし、次のア、イ、ウ、エを順次結んだ線から園部橋までの区域以外の海面を除く。

ア ウからイを見通した線が陸岸と交わる場所

イ 上天草市松島町源蔵島南端

ウ 天草市有明町赤島南端

エ イからウを見通した線が陸岸と交わる場所